

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
 施行令別表第一各号二の規定に基づく物質の
 有害性の程度に応じ環境大臣の定める係数

発令 平成18年12月15日号外環境省告示第147号

最終改正：令和2年12月17日号外環境省告示第107号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六
 年政令第二百一号。以下「令」という。）別表第一各号二の規定に
 基づき、物質の有害性の程度に応じ環境大臣の定める係数は、次の
 表の中欄に掲げる物質にあつてはそれぞれ同表の下欄に掲げるとお
 りとし、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五
 年法律第百三十六号）第三条第二号の規定により国土交通省令で定
 める油性混合物に製造過程において含まれる鉱物油にあつては一〇
 〇とする。

汚染 分類	物質	係数
一	(1) アクリル酸デシル	一〇、〇
X	(2) アジピン酸ジノルマルヘキシル	一〇、〇

物質		係数
(3)	アセトクロール	一〇、〇
(4)	アラクロール（濃度が九十重量パーセント以上のものに限る。）	一〇、〇
(5)	アルカン（炭素数が六から九までのもの（ヘキサンを除く。）及び炭素数が六から九までのものの混合物に限る。）	一〇、〇
(6)	アルキルジメチルアミン（アルキル基の炭素数が十二以上のもの及びその混合物に限る。）	一〇、〇
(7)	アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が四から八までのもの及びその混合物に限る。）	一〇、〇
(8)	アルキルベンゼンの混合物（ナフトレンを含むものに限る。）	一〇、〇
(9)	アルケン酸アミド（アルケニル基の炭素数が十一以上のもの及びその混合物に限る。）	一〇、〇
(10)	ウンデシルアルコール	一〇、〇

(11) ー ウンデセン	一、〇〇〇
(12) エトキシ化タローアミン（濃度が九十五重量パーセントを超えるものに限る。）	一、〇〇〇
(13) エトキシ化プロポキシアルキルアミン（アルキル基の炭素数が十二から十六までのもの及びその混合物に限る。）	一、〇〇〇
(14) 塩化パラフィン（炭素数が十から十三までのもの及びその混合物に限る。）	二五、〇〇〇
(15) 塩化パラフィン（炭素数が十四から十七までのもの及びその混合物であつて、塩素の含有量が五十重量パーセント以上かつ炭素数が十三以下のものの濃度が一重量パーセント未満のものに限る。）	一〇〇、〇〇〇
(16) オレイルアミン	一、〇〇〇
(17) オレフィン（炭素数が五から十五までのものの混合物（炭素数が八か	一、〇〇〇

ら十二までのものを含むものに限 り、炭素数が六以上のアルファオレ フィンの混合物を除く。）に限 る。）	一、〇〇〇
(18) アルファオレフィン（炭素数が六から十八までのものの混合物（炭素数が八から十二までのものを含むものに限る。）に限る。）	一、〇〇〇
(19) 海底及びその下における鉱物資源の探査及び掘採に伴い発生する廃水（その廃水の排出による海洋の汚染に起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものに限る。）	一〇〇、〇〇〇
(20) 掘削用ブライン（塩化亜鉛を含むものに限る。）	一、〇〇〇
(21) クレオソート（コールタールから得られたものに限る。）	二五、〇〇〇
(22) クロトンアルデヒド	一、〇〇〇
(23) 航空用アルキレート（炭素数が八のパラフィンであつて、沸点が九十五度以上百二十度以下のものに限	一、〇〇〇

(62)	パイン油	一、 〇〇 〇
(63)	パラフィンワックス（精製されたものであって、鉱油の含有量が〇・五重量パーセントを超え五重量パーセント以下のものに限る。）	二五、 〇〇 〇
(64)	ビスフェノールAエピクロロヒドリン樹脂	一、 〇〇 〇
(65)	ビスフェノールAのジグリシジルエーテル	一、 〇〇 〇
(66)	アルファピネン	一、 〇〇 〇
(67)	ベータピネン	一、 〇〇 〇
(68)	フタル酸ジアルキル（アルキル基の炭素数が七から十三までのもの） （フタル酸ジオクチル、フタル酸ジウンデシル、フタル酸ジトリデシル、フタル酸ジノニル及びフタル酸ジヘプチルを除く。）及びアルキル基の炭素数が七から十三までのものの混合物（フタル酸ジオクチル、フ	二五、 〇〇 〇

(69)	フタル酸ジフチル	一、 〇〇 〇
(70)	フタル酸フチルベンジル	一、 〇〇 〇
(71)	ブテンオリゴマー	一、 〇〇 〇
(72)	プロピレン四量体	一、 〇〇 〇
(73)	ペンタエチレンヘキサミン	一、 〇〇 〇
(74)	ポリイソブチレン（重合度が四以上のものであって分子量が二百二十四を超えるもの及びその混合物に限る。）	一〇〇、 〇〇〇 〇
(75)	ミルセン	一、 〇〇 〇
	タル酸ジウンデシル、フタル酸ジトリデシル、フタル酸ジノニル及びフタル酸ジヘプチルのみから成る混合物並びにフタル酸ジデシル及びフタル酸ジノニルの混合物を除く。）に限る。）	

(21)	アセトンシアノヒドリン のものに限る。)	一〇〇
(20)	アセトフェノン及び一フェニルエタノールの混合物(アセトフェノンの濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。)	二五
(19)	アセトニトリル(濃度が八十重量パーセント以上八十五重量パーセント以下のものに限る。)	一〇
(18)	アジピン酸ジメチル	一〇〇
(17)	アジピン酸ジトリデシル	一
(16)	アジピン酸ジニエチルヘキシル	一〇〇
(15)	アジピン酸ジイソニル	一
(14)	アジピン酸オクチルデシル	一
(13)	亜硝酸ナトリウム溶液	一〇
(12)	アシッドオイル(大豆油、とうもろこし油及びひまわり油の精製の際に生ずるものの混合物に限る。)	一
	(ロ) アシッドオイル(パーム核油の精製の際に生ずるものに限る。)	一〇
	のに限る。)	

(31)	長鎖アルカン酸銅塩(炭素数が十 の混合物)	一
(30)	アルカノール(炭素数が四又は五のもの及びその混合物に限る。)	一
(29)	亜燐酸アルキル(アルキル基の炭素数が十から二十までのもの及びその混合物に限る。)	一
(28)	アリルアルコール	一〇〇
(27)	亜硫酸ナトリウム溶液(濃度が二十五重量パーセント以下のものに限る。)	一
(26)	アリールポリオレフィン(ポリオレフィン基の炭素数が十一から五十までのもの及びその混合物に限る。)	一
(25)	ニアミノイソプロピルアルコール	一
(24)	亜麻仁油	一
(23)	アマナズナ種子油	一
(22)	アニリン	二五

							七以上のもの及びその混合物に限る。)
(32)	アルキルアミン燐酸エステル(アルキル基の炭素数が十二から十四までのもの及びその混合物に限る。)						一〇
(33)	アルキルアリールジチオ燐酸亜鉛(アルキル基の炭素数が七から十六までのもの及びその混合物に限る。)						一〇
(34)	長鎖アルキルアリールスルホン酸(アルキル基の炭素数が十六から六十までのもの及びその混合物に限る。)						一
(35)	長鎖アルキルアリールスルホン酸バリウム(アルキル基の炭素数が十一から五十までのもの及びその混合物に限る。)						一〇
(36)	長鎖アルキルアリールスルホン酸マグネシウム(アルキル基の炭素数が十一から五十までのもの及びその混合物に限る。)						一
(37)	長鎖アルキルアリールポリエーテ						一〇

							ル(アルキル基の炭素数が九から二十までのもの及びその混合物に限る。)
(38)	アルキルエステル及びオレフィンの共重合体(分子量が二千以上のもの及びその混合物に限る。)						一
(39)	アルキルエステル共重合体(アルキル基の炭素数が四から二十までのもの及びその混合物に限る。)						一
(40)	アルキル化ヒンダードフェノール(アルキル基の炭素数が四から九までのもの及びその混合物に限る。)						一
(41)	アルキルカルボン酸ナトリウム、エチレングリコール及びホウ砂の混合物(エチレングリコールの濃度が七十五重量パーセントを超えるものに限る。)						二五
(42)	長鎖アルキルサリチル酸カルシウム(アルキル基の炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。)						一
(43)	長鎖アルキルサリチル酸マグネシウム(アルキル基の炭素数が十一以						一

<p>る。)であつて、濃度が五十五重量パーセント以下のものに限る。)</p>	<p>(イ) アルキルポリグルコシド溶液(アルキル基の炭素数が八から十までのもの及びアルキル基の炭素数が十二から十四までのものの混合物(アルキル基の炭素数が八から十までのものの濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。)であつて、濃度が五十五重量パーセント以下のものに限る。)</p>	<p>一〇</p>
<p>(ロ) アルキルポリグルコシド溶液(アルキル基の炭素数が八から十までのもの及びアルキル基の炭素数が十二から十四までのものの混合物(アルキル基の炭素数が八から十までのものの濃度が五十重量パーセント又は六十重量パーセント以上のものに限る。)であつて、濃度が五十五重量パーセント以下のものに限る。)</p>	<p>一</p>	

<p>(65) アルキルポリグルコシド溶液(アルキル基の炭素数が八から十までのもの及びその混合物であつて、濃度が六十五重量パーセント以下のものに限る。)</p>	<p>(66) アルキルポリグルコシド溶液(アルキル基の炭素数が十二から十四までのもの及びその混合物であつて、濃度が五十五重量パーセント以下のものに限る。)</p>	<p>(67) アルケン酸カルボキシアミド亜鉛</p>	<p>(68) アルケン酸ポリヒドロキシアルキルエステルのほう酸塩</p>	<p>(69) アンモニア水(濃度が二十八重量パーセント以下のものに限る。)</p>	<p>(70) イソアルカン(炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。)</p>	<p>(71) イソアルカン(炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。)、及びシクロアルカン(炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。)(の混合物)</p>	<p>一</p>	<p>一〇</p>	<p>一</p>	<p>一〇</p>	<p>一</p>	<p>一</p>
--	--	-----------------------------	---------------------------------------	--	---	--	----------	-----------	----------	-----------	----------	----------

(87)	N	エチルシクロヘキシルアミン	一〇
(86)		エチルシクロヘキサ ン	一〇
(85)		エチルアミン及びその溶液（濃度 が七十二重量パーセント以下のもの に限る。）	—
(84)		エチリデンノルボルネン	一〇
(83)		エタノールアミン	—
(82)		ウンデカン酸	一〇
(81)		イリッペ油	—
(80)		イソ酪酸二・二・四 トリメチル 三 ヒドロキシペンチル	—
(79)		イソ酪酸二・二・四 トリメチル 三 イソブトキシペンチル	—
(78)		イソホロンジイソシアナート	一〇
(77)		イソホロンジアミン	—
(76)		イソホロン	—
(75)		イソプロピルシクロヘキサ ン	一〇
(74)		イソプロピルエーテル	—
(73)		イソプロピルアミン及びその溶液 （濃度が七十重量パーセント以下の ものに限る。）	—
(72)		イソプレン	二五

(100)		エチレングリコールモノブチルエ ーテル及び多分岐ポリエステルアミ ン	—
(99)		エチレングリコールモノアルキル エーテル	—
(98)		エチレングリコールモノアセター ト	—
(97)		エチレングリコールジアセタート	—
(96)		エチレンクロロヒドリン	一〇
(95)		エチレン及び酢酸ビニルの共重合 体	—
(94)		N エチルメチルアリアルアミン	—
(93)		エチルベンチルケトン	—
(92)		エチルベンゼン	二五
(91)		二 エチルヘキシルアミン レイン	一〇
(90)		二 エチル 三 プロピルアクロ レイン	一〇
(89)		二 エチル 二 （ヒドロキシメ チル）プロパン 一・三 ジオール アルキルエステル（アルキル基の炭 素数が八から十までのもの及びその 混合物に限る。）	—
(88)		エチルトルエン	一〇

物	(111) 塩化アルミニウム及び塩酸の混合	(110) 塩化アリル	(109) エピクロロヒドリン	(108) エトキシプロピオン酸エチル	エタン	(107) 一 一 エトキシ 二・二 ジメチル	() 六以上のもの及びその混合物に限る。	(106) エトキシ化長鎖アルコキシアルキルアミン(アルキル基の炭素数が十	ウム塩溶液	(105) エチレンジアミン四酢酸四ナトリ	(104) エチレンジアミン	(103) エチレンジアノヒドリン	(102) エチレングリコールモノメチルエ	(101) エチレングリコールモノブチルエ	ドの混合物(エチレングリコールモノブチルエーテルの濃度が五十八重量パーセントのものに限る。)
	一〇	二五	二五	一		一		一		一	一〇	一	二五	一	

(112) 塩化第二鉄溶液	(113) 塩化ビニリデン	(114) 塩化ベンジル	(115) 塩化ベンゼンスルホニル	(116) オクタメチルシクロテトラシロキサン	(117) オクタン酸	(118) オクチルアルコール	(119) オクチルアルデヒド	(120) オクテン	(121) オリブ油	(122) オレイン酸	(123) オレイン酸カリウム	(124) オレフィン(炭素数が五から七まで又は十三以上のもの及びその混合物に限る。)	(イ) オレフィン(炭素数が五から七まで又は十三以上のもの(ヘキセンを除く。))及びその混合物(炭素数が五から七までのもの(炭素数が五から七までのもの混合物を除く。))に限る。	(ロ) オレフィン(ヘキセン及び
一	二五	二五	一〇	一	一	一	一〇	一〇	一	一	一〇〇			一〇

	(197) 脂肪族アルコールポリエトキシラ ート（アルコールの炭素数が九から 十一までのものであつて重合度が 二・五から九までのもの）（セコンダ リアルアルコールであつて重合度が三か ら六まで及び七以上のものを除 く。）及びその混合物に限る。）	一〇〇	
	(198) 脂肪族アルコールポリエトキシラ ート（アルコールの炭素数が十二か ら十六までのものであつて重合度が 一から六までのもの）（セコンダリア ルアルコールであつて重合度が三以上の ものを除く。）及びその混合物に限 る。）	一〇〇	
	(199) 脂肪族アルコールポリエトキシラ ート（アルコールの炭素数が十二か ら十六までのものであつて重合度が 七から十九までのもの）（セコンダリ アルコールであつて重合度が七から 十二までのものを除く。）及びその 混合物に限る。）	一〇〇	

	(200) 脂肪族アルコールポリエトキシラ ート（アルコールの炭素数が十二か ら十六までのものであつて重合度が 二十以上のもの及びその混合物に限 る。）	一〇	
	(201) 脂肪族アルコールポリエトキシラ ート（アルコールの炭素数が十七又 は十八のものであつて重合度が七の もの）（セコンダリアルアルコールでその 炭素数が十七のものを除く。）及び その混合物に限る。）	一〇〇	
	(202) 脂肪族アルコールポリエトキシラ ート（セコンダリアルアルコールでその 炭素数が六から十七までのものであ つて重合度が三から六までのもの及 びその混合物に限る。）	一〇〇	
	(203) 脂肪族アルコールポリエトキシラ ート（セコンダリアルアルコールでその 炭素数が六から十七までのものであ つて重合度が七から十二までのもの 及びその混合物に限る。）	一〇〇	
(204) パラシメン		一〇	

(244)	ジペンテン	—
(243)	エチルジプロピルチオカルバミン酸S	二五
(242)	ジプロモメタン	—
(241)	一・二ジプロモエタン	二五
(240)	ジブチルアミン	一〇
(239)	トリメチルペンテンの反応生成物 ジフェニルメタンジイソシアナー	—
(238)	ジフェニルアミン及び二・二・四	一〇
(237)	ジフェニルアミン	一〇
(236)	ジノルマルプロピルアミン	一〇
(235)	ジチオカルバミン酸アルキル(アルキル基の炭素数が十九から三十五までのもの及びその混合物に限る。)	—
(234)	ジシクロペンタジエン及びジシクロペンタジエン二量体の混合物(ジシクロペンタジエンの濃度が八十一重量パーセント以上八十九重量パーセント以下のものに限る。)	二五
(233)	ジクロロメタン	二五

(258)	水酸化ナトリウム溶液	—
(257)	水酸化カルシウム	—
(256)	水酸化カリウム溶液	—
(255)	水酸化アルミニウム、水酸化ナトリウム及び炭酸ナトリウムの混合溶液(濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。)	一〇
(254)	重クロム酸ナトリウム溶液(濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。)	一〇〇
(253)	ジャトロファ油	—
(252)	ジメチルポリシロキサン	—
(251)	ジメチルホルムアミド	二五
(250)	N・N ジメチルドデシルアミン	一〇〇
(249)	ジメチルジスルフィド	一〇
(248)	N・N ジメチルシクロヘキシルアミン	—
(247)	ジメチルオクタノ酸	一〇〇
(246)	ジメチルエタノールアミン	—
(245)	ジメチルアミン溶液(濃度が六十五重量パーセント以下のものに限る。)	一〇

(273)	テトラクロロエチレン	二五
(272)	テトラクロロエタン	一〇
(271)	溶液 チオ燐酸ジアルキルナトリウム塩	—
(270)	チオ硫酸カリウム（濃度が五十重量パーセント以下のものに限定する。）	—
(269)	チオシアン酸ナトリウム溶液（濃度が五十六重量パーセント以下のものに限定する。）	—
(268)	大豆油脂脂肪酸メチルエステル	—
(267)	大豆油	—
(266)	タロー脂肪酸	—
(265)	タロー	—
(264)	ターシャリドデカンチオール	—
(263)	石油スルホン酸ナトリウム	—
(262)	石炭酸油	二五
(261)	スルホラン	—
(260)	スチレン	二五
(259)	水酸化ナトリウム及び水素化ほう素ナトリウム溶液（濃度が十五重量パーセント以下のものに限定する。）の混合溶液	—

(287)	トリアルキル酢酸グリシジルエステル（トリアルキルの炭素数が十のものに限る。）	一〇
(286)	トール油ピッチ	—
(285)	トール油のナトリウム塩（粗製のものに限定する。）	—
(284)	トール油脂脂肪酸（樹脂酸分が二十重量パーセント未満のものに限る。）	—
(283)	トール油	—
(282)	桐（とう）油	—
(281)	とうもろこし油	—
(280)	デシルアルコール	一〇
(279)	デカヒドロナフタレン	一〇
(278)	テレフタル酸ジブチル	一〇〇
(277)	シル テレフタル酸ジニエチルヘキシル	—
(276)	テトラヒドロナフタレン	一〇
(275)	アルコール及びドデシルアルコールの混合物	一〇〇
(274)	アミンの混合物 テトラデシルアミン及びドデシルアミン	一〇〇

(307)	菜種油		
(306)	ドデセン	—	
(305)	ドデシルベンゼン	—	
(304)	ドデシルキシレン	—	
(303)	ドデシルアルコール	—	〇〇
(302)	ドデカン	—	
(301)	トルエンジイソシアナート	—	二五
(300)	トルエンジアミン	—	二五
(299)	トルエン	—	二五
(298)	オルトトルイジン	—	〇〇
(297)	トリメチル酢酸	—	
(296)	トリデカン酸	—	〇
(295)	トリデカン	—	
(294)	一・二・三 トリクロロプロパン	—	二五
(293)	二・二 トリフルオロエタン	—	〇
(292)	トリクロロエチレン	—	二五
(291)	一・一・二 トリクロロエタン	—	
(290)	一・一・一 トリクロロエタン	—	
(289)	一・三・五 トリオキサン	—	二五
(288)	トリエチルアミン	—	〇
	ものに限る。)		

(308)	菜種油脂肪酸メチルエステル	—	
(309)	ナトリウムメトキシド(濃度が二 十一重量パーセント以上三十重量パ ーセント以下のメチルアルコール溶 液に限る。)	—	二五
(310)	ナフタレン(粗製のものに限 る。)	—	二五
(311)	ニトリロ三酢酸三ナトリウム塩溶 液	—	二五
(312)	ニトロエタン	—	
(313)	ニトロエタン及びニトロプロ パンの混合物(それぞれの濃度が十 五重量パーセント以上のものに限 る。)	—	
(314)	ニトロエタン及びニトロプロパ ンの混合物(ニトロエタンの濃度が四 十重量パーセント又は八十重量パー セントのものに限る。)	—	
	(イ) ニトロエタン及びニトロプロ パンの混合物(ニトロエタンの 濃度が四十重量パーセントのもの に限る。)	—	二五

(329)	ノルマルアルカン（炭素数が九か	—
(328)	ノネン	—〇
(327)	ノニルフェノールポリエトキシラ ート（重合度が四以上のもの及びそ の混合物に限る。）	—〇
(326)	ノニルアルコール	—〇
(325)	ノナン酸	—
(324)	ネオデカン酸ビニル	—〇
(323)	ネオデカン酸	—
(322)	二硫化炭素	—二五
(321)	尿素及び磷酸アンモニウムの混合 溶液	—〇
(320)	ニトロベンゼン	—二五
(319)	ニニトロプロパン	—二五
(318)	一ニトロプロパン	—二五
(317)	オルトニトロフェノール	—〇
(316)	パラニトロトルエン	—二五
(315)	オルトニトロトルエン	—二五
	（ロ）ニトロエタン及びニトロプロ ロパンの混合物（ニトロエタンの 濃度が八十重量パーセントのもの に限る。）	—

(341)	パーム核ステアリン	—
(340)	パーム核オレイン	—
(339)	パームオレイン	—
(338)	バレルアルデヒド	—〇
(337)	発煙硫酸	—二五
(336)	廃硫酸	—二五
(335)	脂肪酸の炭素数が十六から十八まで のもの及び不飽和脂肪酸の炭素数が 十八のもの混合物であつて、濃度 が八十重量パーセント以上のものに 限る。）に限る。）	—
(334)	ノルマルヘキササン酸	—
(333)	ノルマルプロピルアルコール	—二五
(332)	ノルマルプロパノールアミン	—
(331)	ノルマルブチルエーテル	—
(330)	ノルマルアルカン（炭素数が十か ら二十までのもの及びその混合物に 限る。）	—
	ら十一までのものの混合物（炭素数 が九のものを含むものに限る。）に 限る。）	—

(386)	プロピオン酸エチル	—
(385)	プロピオン酸	—
(384)	プロピオンアルデヒド	—
(383)	ベータプロピオラクトン	二五
(382)	プロピオニトリル	二五
(381)	の に限る。 () 分解ガソリン（ベンゼンを含むも の に限る。 ()	二五
(380)	ぶどう油	—
(379)	ガンマブチロラクトン	二五
(378)	ブチルアルデヒド	—
(377)	ブチルアミン	—
(376)	フルフリルアルコール	○
(375)	フルフラール	二五
(374)	直鎖不飽和脂肪酸（炭素数が十六 以上のもの及びその混合物に限 る。 ()	—
(373)	ふっ化けい酸水溶液（濃度が二十 重量パーセント以上三十重量パーセ ント以下のものに限る。 ()	—
(372)	エチル フタル酸二ヒドロキシエトキシ	—
(371)	フタル酸ジメチル	—

(401)	ベンゼントリカルボン酸トリオク に掲げる物質を含むものを除く。 ()	—
(400)	ベンゼン（濃度が十重量パーセン ト以上の粗製ベンゼンを含み、前号 に掲げる物質を含むものを除く。 ()	二五
(399)	ベンジルアルコール	—
(398)	ヘプチルアルコール	—
(397)	チルアルコールを除く。 () ヘキシルアルコール（メチルペン チルアルコールを除く。 ()	—
(396)	物に限る。 () 一・六ヘキサンジオール（蒸留 物に限る。 ()	—
(395)	ヘキササン	一〇〇
(394)	ヘキサメチレンジイソシアナート	—
(393)	溶液 ヘキサメチレンジアミン及びその	二五
(392)	ヘキサメチレンジイミン	—
(391)	タレンの混合物 一・四ビス（ヘキサデシル）ナフ タレンの混合物	—
(390)	プロピレン三量体	一〇
(389)	プロピルベンゼン	一〇
(388)	プロピオン酸ノルマルペンチル	—
(387)	プロピオン酸ノルマルブチル	—

(477)	酪酸ブチル	—
(476)	酪酸エチル	—
(475)	酪酸	—
(474)	ラード	—
(473)	やし油脂脂肪酸メチルエステル	—
(472)	やし油脂脂肪酸	— 〇
(471)	やし油	—
(470)	モルホリン	—
(469)	モノオレイン酸ポリオキシエチレンソルビタン（重合度が二十のものに限る。）	— 〇
(468)	綿実油	—
(467)	メチルブテノール	—
(466)	ブチルケトンを除く。） メチルブチルケトン（メチルイソ	— 二五
(465)	N メチル ニピロリドン	— 二五
(464)	三（メチルチオ）プロピオンアルデヒド	— 二五
(463)	アルファメチルスチレン	— 二五
(462)	メチルジエタノールアミン	—
(461)	メチルシクロペンタジエン二量体	— 〇
(460)	メチルシクロヘキサン	— 〇

(486)	重量パーセント以下のものに限る。） 硫化ナトリウム溶液（濃度が十五	— 〇
(485)	十八までのもの及びその混合物に限る。） 硫化炭化水素（炭素数が三から八	—
(484)	トリウムの混合溶液 硫化アンモニウム及び硫化水素ナ	— 〇
(483)	十五重量パーセント以下のものに限る。） 硫化アンモニウム溶液（濃度が四	— 二五
(482)	シウム塩（アルキル基の炭素数が八から四十までのもの及びその混合物に限る。）	—
(481)	パーセント以下のアンモニアを含むものに限る。） ラテックス（安定剤として一重量	—
(480)	落花生油	—
(479)	重量パーセント以下のものに限る。） ラクトニトリル溶液（濃度が八十	— 〇〇
(478)	酪酸メチル	—

(60)	酸素含有脂肪族炭化水素	○
(61)	シクロヘキサノン	○
(62)	シクロヘキサンカルボン酸ナトリウム塩溶液	
(63)	酒類	○
(64)	硝酸アンモニウム溶液（濃度が九十二重量パーセント以下のものに限る。）	○
(65)	硝酸カルシウム溶液（濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。）	○
(66)	ジアセトンアルコール	○
(67)	二・六 ジアミノヘキサ酸リン酸塩溶液	
(68)	ジアルキルジフェニルアミン（アルキル基の炭素数が八又は九のもの及びその混合物に限る。）	○
(69)	ジイソプロパノールアミン	○
(70)	ジエチルエーテル	○
(71)	ジエチレングリコール	○
(72)	ジエチレングリコールジエチルエーテル	○

(73)	ジエチレングリコールジブチルエーテル	○
(74)	ジエチレントリアミン五酢酸五ナトリウム塩溶液	○
(75)	一・一 ジクロロエタン	○
(76)	ジプロピレングリコール	○
(77)	N・N ジメチルアセトアミド及びその溶液（濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。）	○
(78)	二・二 ジメチルプロパン 一・三 ジオール及びその溶液	○
(79)	水酸化マグネシウム	○
(80)	スルホン化ポリアクリル酸エステル溶液	○
(81)	炭酸エチレン	○
(82)	炭酸ナトリウム溶液	○
(83)	炭酸ナトリウム及び硫化水素ナトリウムの混合溶液（炭酸ナトリウムの濃度が三重量パーセント以下のものであって、硫化水素ナトリウムの濃度が六重量パーセント以下のものに限る。）	○

(142)	メチルペンチルアルコール	○
(141)	メチルプロピルケトン	○
(140)	オール 二メチル一・三プロパンジ	○
(139)	メチルブチノール	○
(138)	四メチルピリジン	○
(137)	三メチルピリジン	○
(136)	二メチルピリジン	○
(135)	メチルターシャリブチルエーテル	○
(134)	Nメチルグルカミン溶液（濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。）	○
(133)	メチルエチルケトン	○
(132)	メチルイソブチルケトン	○
(131)	メタクリル酸ブチル	○
(130)	メタクリル酸及びメタクリル酸アルコキシポリ（オキシアルキレン）の共重合体のナトリウム塩水溶液（濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。）	○
(129)	無水マレイン酸及びアリルスルホン酸ナトリウムの共重合体の溶液	○

(153)	硫化脂肪（炭素数が十四から二十の及びその混合物に限る。）	○
(152)	硫化アルキルフェノール（アルキル基の炭素数が八から四十までのもの及びその混合物に限る。）	○
(151)	Lリジン溶液（濃度が六十重量パーセント以下のものに限る。）	○
(150)	塩溶液 リグニンスルホン酸マグネシウム	○
(149)	リグニンスルホン酸ナトリウム塩溶液	○
(148)	リグニンスルホン酸カルシウム溶液	○
(147)	リグニンスルホン酸アンモニウム溶液	○
(146)	ラテックス（スチレン及びブタジエンの共重合体をカルボキシル化したもの並びにスチレンブタジエンゴムに限る。）	○
(145)	三メトキシ一ブタノール	○
(144)	三メチル三メトキシブタノール	○
(143)	メチルペンチルケトン	○

四 有害な物質								
令別表第一の二第一号から第二十二号 までに掲げる物質	(160) リン酸トリエチル	(159) リン酸水素アンモニウム溶液	(158) リン酸	(157) 硫酸ナトリウム溶液	(156) 硫酸アンモニウム溶液	(155) 硫化ポリオレフィンアミドアルケンアミン（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）	(154) 硫化水素ナトリウム溶液（濃度が四十五重量パーセント以下のものに 限る。）	までのもの及びその混合物に限る。）
	○	○	○	○	○	○	○	